

つちはし事務所通信

11

November

2022



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2022年11月1日

施行済みの改正

令和4年10月から、育児休業中の社会保険料免除要件が見直しに

育児休業中の保険料免除とは、3歳に満たない子を養育するための育児休業等（育児休業及び育児休業に準じる休業）期間は、事業主が「育児休業等取得者申出書」を提出することにより、健康保険・厚生年金保険の保険料が事業主負担分・被保険者負担分ともに免除される制度です。

この免除の要件が、10月1日から見直しされています。

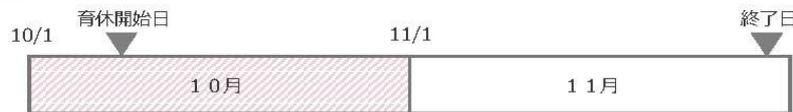
■同月内に14日以上育児休業等を取得した場合も免除

これまでの保険料免除要件（育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで）に加えて、育児休業等を開始した日の属する月内に、**14日以上**（休業期間中に就業予定日がある場合は、当該就業日を除く。また、土日等の休日も期間に含む。）の育児休業等を取得した場合も、当該月の月額保険料が免除されます。

月額保険料の免除

※ 斜線部分が保険料免除月

(例)

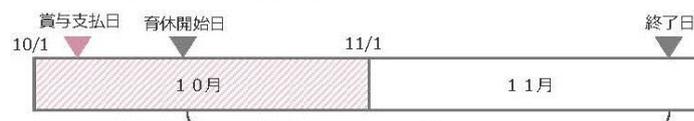


■賞与保険料の免除要件が1か月を超える育児取得に

賞与保険料は、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除されるよう変更となります。1か月を超えるかは暦日で判断し、土日等の休日も期間に含みます。

下記の斜線部分が保険料免除対象

(例)



★令和4年10月1日以降は、**賞与を支払った月の月末を含んだ連続した1か月を超える育児休業等**を取得した場合に限り、**賞与保険料が免除**となります。連続して複数回の育児休業(産後パパ育休を含む)を取得した場合は、社会保険料免除では1つの育児休業とみなされます。育児休業等の期間のカウントに注意しましょう。

短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大 少し深掘りしてみます④

●勤務期間（使用期間）の要件について、改正前後の取り扱いを確認しておきましょう。

更なる適用拡大の具体的内容④／勤務期間の要件

改正前

短時間労働者：継続して1年以上使用されることが見込まれない者は適用除外

→継続して1年以上使用されることが見込まれる場合は要件に該当

通常の労働者：2か月以内の期間を定めて使用される者は適用除外

→ただし、契約更新などでその定めた期間を超えた場合は、その超えたときから適用

改正後

短時間労働者・通常の労働者に共通：

2か月以内で定めた期間（1か月、2か月など）を超えて使用されることが見込まれない者は適用除外

→その定めた期間を超えて使用されることが見込まれる場合（2か月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合）は、当初から適用

●2か月以内の雇用契約が「更新されることが見込まれる場合」とは、次のいずれかのような場合が該当します。

- ① 就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- ② 同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき使用されている者が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて使用された実績がある場合

★特に短時間労働者については、勤務期間（使用期間）の要件が大きく変わります。たとえ有期雇用であっても、できる限り健康保険・厚生年金保険を適用しようとする見直しが行われましたので、注意しましょう。

今回の適用拡大などに関して、不明な点等があれば、気軽にお声掛けください。



あしがき◆つちはし事務所より

★10月から産後パパ育休の創設を中心とした改正育児介護休業法が施行されていますが、同じく10月1日から育児休業中の社会保険料免除のルールも変更になっています。賞与の社会保険料の免除は、以前は月末が育児休業中であればその月の保険料が免除になるため、年末年始だけ育児休業として、冬の賞与の社会保険料を免除してもらおう、という裏技的な育児休業の取得が可能でした。しかし、今年10月1日からは賞与月を含む連続1か月を超える育児休業を取得した場合に限り、賞与の社会保険料は免除されます。もうすぐ賞与月ですので、従業員さんにアナウンスお忘れなく。

★令和4年も残り2か月となり、社員の所得税に関する年末調整の時期を迎えようとしています。今年の年末調整においては、昨年からの大きな変更はなく、昨年（令和3年分）の年末調整と同じ手順となります。その手順等については、国税庁「年末調整がよくわかるページ（令和4年分）」で確認することができます。

★10月28日（金）徳島グランヴィリオホテルで開催された社労士会セミナー。テーマは「柔軟な働き方の時代の労働時間管理」。その内容を一部シェアします。講師の平井弁護士によると最近の労働基準監督署の調査で是正指導を受けやすいポイントは、①時間外・休日労働の時間数は三六協定の枠内におさまっているか？ ②特別条項を発動する際の手続きを履行しているか？

③過半数代表者の選出は適法か？ の3点だとか。皆様の会社はいかがでしょう。

三六協定を結ぶ従業員過半数代表者は、投票・挙手など民主的な手続きによって選ばれていますか？ 気になる点があれば、つちはし事務所までお問い合わせください。

